



平成 29 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号 : 3686 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 CFO 川島 崇
(TEL. 03-3221-3980)

第 19 回募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 17 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対し、下記のとおり株式会社ディー・エル・イー第 19 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 20,242,400 株に対し最大で 3.1% の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、平成 29 年 6 月期の連結決算において大幅な損失計上の要因となった単体決算の損失計上と、これに伴い単体従業員を対象として希望退職を実施したことから中長期的な回復を図るため、当社における平成 30 年 6 月期以降の業績目標の達成に向けて意欲及び士気を向上させるとともに、業績拡大へのコミットメントを高めるため、当社が中期経営計画で定める平成 31 年 6 月期の単体営業利益 16 百万円～149 百万円及び平成 32 年 6 月期の単体営業利益 231 百万円～501 百万円の累計額 247 百万円～651 百万円の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

6,352 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 635,200 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 56 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 429 円/株、株価変動率 63.75%（年率）、配当利率 0.00%（年率）、安全資産利子率△0.09%（年率）、過去 5 期分の営業利益実績から算出した業績の達成確率や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 200 円/株、満期までの期間 3.9 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 200 円とする。(注) 1

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年10月1日から平成33年9月30日（ただし、平成33年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 貸渡による新株予約権の取得の制限

貸渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成31年6月期及び平成32年6月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益の合計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成31年6月期及び平成32年6月期の営業利益の合計額が651百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%
 - (b) 平成31年6月期及び平成32年6月期の営業利益の合計額が449百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の80%
 - (c) 平成31年6月期及び平成32年6月期の営業利益の合計額が247百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年11月7日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成29年10月31日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年11月14日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社役員	6名	3,248個
------	----	--------

当社従業員	54名	3,104個
-------	-----	--------

計	60名	6,352個
---	-----	--------

(注) 1. 当社は、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

平成26年3月に東証マザーズへ上場し、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開してまいりました。また、平成27年6月には「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を取得し、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取り組みをしております。平成28年4月に東証一部へ市場変更し、平成29年6月期より連結決算へ移行するとともに、売上高6,641百万円、営業利益655百万円を計画に掲げ、事業を展開してまいりました。しかし、平成29年6月期において、中国大型案件の交渉中止、国内案件全般について供給体制が十分に整わなかったことによる一部受注の見送り及び納品時期の次期への変更等により売上が減少するとともに、近年の映像制作業界の人材逼迫により、当初想定していたプロデュース

及び制作体制を十分に構築することができず、リソースの分散を招き、当初の想定と比較して新規IPの育成、既存IPの成長が進まなかつた結果、獲得する収益を固定費（人件費、出資金償却等）が上回り、売上高4,427百万円、営業利益△895百万円（単体決算の売上高2,179百万円、営業利益△775百万円）となりました。当該状況について事業構造を抜本的に改革することが必要であると判断し、事業構造改善費用、減損損失及び関係会社株式評価損等の特別損失884百万円を計上するとともに、当社において、役員報酬の減額及び希望退職を実施し、15名（募集開始時の単体従業員数は94名）から応募がなされました。

平成29年8月に発表した中期経営計画では、平成30年6月期の売上高5,999百万円、営業利益△170百万円、平成31年6月期の売上高6,574百万円～6,817百万円、営業利益223百万円～356百万円、平成32年6月期の売上高8,232百万円～8,931百万円、営業利益603百万円～872百万円を見込んでおりますが、平成29年6月期の連結決算において大幅な損失計上の要因となった単体決算の損失計上と、これに伴い単体従業員を対象として希望退職を実施したことから、当社グループにおける平成30年6月期以降の中期経営計画の達成に向けては、特に、当社において重要な経営資源である人材の流出を抑えるとともに、士気の向上を一層図る必要があると考えております。また、そのような状況において、平成30年6月期以降の中期経営計画の達成に向け、平成31年6月期以降の計画の達成は、これまでにおいて達成したことのない水準であることから、相当程度に高いハードルであると認識し、これを超えるためには相応のインセンティブが必要であると考えております。

そのため、中長期的な当社の企業価値・株主価値の増大を目指すに当たって、より一層の事業意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることが不可欠であることから、その必要性を踏まえ、当社役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、業績達成条件が付されており、「II. 新株予約権の発行要項3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、新株予約権者は、平成31年6月期及び平成32年6月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書において、営業利益の合計額によって割当を受けた新株予約権の行使割合が変動するものとなっております。

割当を受けた新株予約権のすべてを行使するための目標達成値である、平成31年6月期の営業利益149百万円と平成32年6月期の営業利益501百万円の合計額である営業利益651百万円については、平成31年6月期の営業利益149百万円は過去に達成したことがあるものの、営業利益の再捻出を図る重要な期であること、平成32年6月期の営業利益501百万円は、これまでにおいて達成したことのない高い水準であり、利益拡大に向けた当社役員及び従業員のより強い事業意欲及び士気の向上が求められます。そのため、本新株予約権の行使価額は、平

成29年5月17日に記録した上場来最安値416円以上にディスカウントを行っており、業績条件達成に伴い株価が順調に上昇した場合には、付与対象者は相応のインセンティブを得ることができるように設計しております。当社の株価は、近年、当社固有の要因によることなく、平成28年5月30日から平成28年8月29において株価が1,233円から520円へ57.8%下落しており、このような株価推移を踏まえると、業績条件を達成したにも関わらず当社株価が低い水準で推移する可能性も考えられます。その場合においても、行使条件の達成難度を鑑み、付与対象者が一定のインセンティブを得ることができるように行使価額のディスカウント率を設定いたしました。具体的には、上記下落率や当社株価の6ヶ月変動率55%、1年変動率51%、2年変動率58%及び1年変動率の直近1年の推移における平均値59%を鑑みて、主に株価下落に起因する株価変動率が50%程度存在したことから、これを基にディスカウント率を設定し、直近の株価水準及び上記上場来最安値を踏まえて、行使価額を200円としております。当社では、第三者算定機関が行使価額を織り込んで算定した公正価格にて本新株予約権の割当予定者が本新株予約権の取得対価を負担していること及び行使にあたって相当程度高い水準の業績条件を課していることから、当該インセンティブの付与は妥当であると判断いたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の20,242,400株に対し最大で3.1%の希薄化が生じます。業績条件達成により、付与対象者は、株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また、行使による希薄化は更なる株価下落を生じさせることも考えられますが、業績条件達成による収益力向上や経営陣による株主価値向上を意識した企業経営の推進によって、中長期的に企業価値は向上すると考えており、最終的に既存株主の不利益になるものとは考えておりません。そのため、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

以上